

勤務形態	フルタイム勤務
勤務部署名	内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課
業務内容	<p>取引適正化等対策調査専門職員（非常勤の国家公務員）として、経済産業部中小企業課職員の指示に従い、下請中小企業振興法、下請代金支払遅延等防止法、消費税転嫁対策特別措置法その他企業間取引の適正化等に係る以下の①～⑤の業務に従事します。</p> <p>① 事業者ヒアリング等調査業務</p> <p>② 立入検査及び同付随業務（立入検査対象企業の財務内容の分析、関係機関等に寄せられている情報の分析等）</p> <p>③ 調査及び立入検査等により得られたデータの整理・分析及び関係資料の作成並びにそれらの管理</p> <p>④ 下請取引等における一般企業等からの問い合わせ対応業務</p> <p>⑤ その他上記に付随する業務</p>
募集人数	1名
給 与	<p>月額11,800円 （交通費、超過勤務手当支給、社会保険完備）</p> <p>その他、賞与、退職手当有り（一定の勤務条件を満たした場合に限ります。）</p>
任用予定期間	令和4年6月1日～令和5年3月31日
勤務日（曜日） 及び勤務時間	<p>週5日（月～金※）8：30～17：15 （昼休み12：00～13：00）</p> <p>※1業務の都合により、週休日等に勤務日を割り振る可能性があります。</p> <p>※2年末年始休（12/29～1/3）、有給休暇、夏期休暇（3日）等</p>
求める人材 （選考基準）	<p>① 相談対応業務（含む電話対応）や営業職など対人折衝に係る社会人経験があること。（年齢、性別は不問）</p> <p>② 一定のOAスキル（ワープロ、表計算等）を有すること。</p> <p>③ 任用期間中は継続して勤務することができること。</p> <p>④ 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(1) 日本国籍を有しない者</p> <p>(2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者</p> <p>(3) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）</p> <p>(4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</p>

	<p>(5) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受けた日から2年を経過しない者</p> <p>(6) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>⑤ 普通自動車免許を取得していること。</p> <p>⑥ 次のスキルがある方はその旨、具体的に応募書類に記載してください。</p> <p>(1) 下請中小企業振興法、下請代金支払遅延等防止法及び消費税転嫁対策特別措置法の法執行に係る専門的業務に従事するために必要な基礎知識（例えば、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法の法令知識や行政経験、企業の法務・経理部門における経験等）</p> <p>(2) 監査・検査に関する専門知識及び実務経験（例えば、監査実務、内部検査実務担当経験）</p> <p>(3) 中小企業診断士や税理士、経営指導員等の中小企業支援にかかる業務経験</p>
<p>応募方法</p>	<p>顔写真（3ヶ月以内で撮影）を貼った履歴書（市販のもので可）に必要事項を記入の上、封筒表面及び履歴書左上余白に「取引適正化等対策調査専門職員希望」と朱書きで記載し、下記連絡先までご郵送ください。</p> <p>※令和4年5月6日（金）必着</p> <p>※選考に使用された履歴書等個人情報、採用の目的の範囲内でのみ利用し、選考終了後は責任を持って破棄します。</p>
<p>選考方法</p>	<p>① 一次選考（書類審査）、二次選考（面接審査）します。</p> <p>② 一次選考合格者に対して二次審査の日時、場所を通知します。</p> <p>③ 面接実施期日：令和4年5月12日（木）日時は調整します。</p> <p>④ 通知方法：E-mail又は電話</p>
<p>その他</p>	<p>応募の秘密については厳守いたします。また、採用者を除き応募書類は求人者の責任にて廃棄致します。</p>
<p>連絡先</p>	<p>内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課 取引適正化等対策調査専門職員採用担当 野原 電話：098-866-1755（平日9:00～12:00、13:00～17:00） Email：oki-tenkataisaku@meti.go.jp</p>